日医総研日医ＩＴ認定制度

平成２６年４月

日医総研

日医総研では、日本医師会の開発する公開ソフトウェア「日医標準レセプトソフト等日医ＩＴシステム」（これまでのＯＲＣＡプロジェクトの一環で以下、「日医ＩＴ」と呼びます）の健全な普及と医療ネットワーク育成のため、「日医総研日医ＩＴ認定制度」を創設致しました。

この認定制度は、医療機関が日医ＩＴを導入・活用する際、安心してサポートを任せられる事業所を選定する目安となる「認定サポート事業所」及び、「認定サポート事業所」において、日医ＩＴを医療機関に導入するシステム技術面の責任者である「認定システム主任者」と、医療事務指導面での責任者である「認定インストラクター」を日医総研が認定する制度です。

本制度で認定された「認定サポート事業所」及び、「認定システム主任者」と「認定インストラクター」については、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）が公式にバックアップし、サポートしていきます。

すなわち、わが国の医療現場では情報系の整備が遅れていることから、本認定制度により、今後日本医師会が公開していく日医ＩＴを用いて、医の情報化の推進に協力して頂く事業所を積極的に支援していきます。

平成２６年４月

日医総研所長　横倉　義武

目次

１　認定制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　「日医総研日医ＩＴ認定制度」の仕組み・・・・・・・・・　４

３　認定に伴う各種支援サービスの提供等・・・・・・・・・・　６

４　「認定システム主任者」が果たすべき職務・・・・・・・・　８

５　「認定インストラクター」が果たすべき職務・・・・・・１０

１　認定制度の目的

わが国の医療現場では情報系の整備が遅れていることから、今後日本医師会の開発する公開ソフトウェア「日医標準レセプトソフト等日医ＩＴシステム」（これまでのＯＲＣＡプロジェクトの一環で以下、「日医ＩＴ」と呼びます）を用いて、医の情報化の推進に協力して頂く事業所を積極的に支援することが重要となっています。

このため日医総研では、日医ＩＴの健全な普及と医療ネットワーク育成のため、「日医総研日医ＩＴ認定制度」を創設致しました。

この認定制度は、医療機関が日医ＩＴを導入・活用する際、安心してサポートを任せられる事業所を選定する目安となる「認定サポート事業所」及び、「認定サポート事業所」において、日医ＩＴを医療機関に導入するシステム技術面の責任者である「認定システム主任者」と、医療事務指導面での責任者である「認定インストラクター」を認定する制度です。

本制度で認定された「認定サポート事業所」及び、「認定システム主任者」と「認定インストラクター」については、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）が公式にバックアップし、サポートしていきます。

以上のように、本認定制度は、医療機関が日医ＩＴを導入・活用する際、安心してそのサポートを任せられる事業所を選定する目安を提供し、サポート事業所の健全な発展に寄与するとともに、医療機関における健全な情報化の推進を図ることを目的とするものです。

２　「日医総研日医ＩＴ認定制度」の仕組み

この認定制度は、次の図に示すように、医療機関が日医ＩＴを導入・活用する際、安心してサポートを任せられる事業所を選定する目安となる「認定サポート事業所」及び、「認定サポート事業所」において、日医ＩＴを医療機関に導入するシステム技術面の責任者である「認定システム主任者」と、医療事務指導面での責任者である「認定インストラクター」を日医総研が認定する制度です。

［「日医総研日医ＩＴ認定制度」の仕組み］

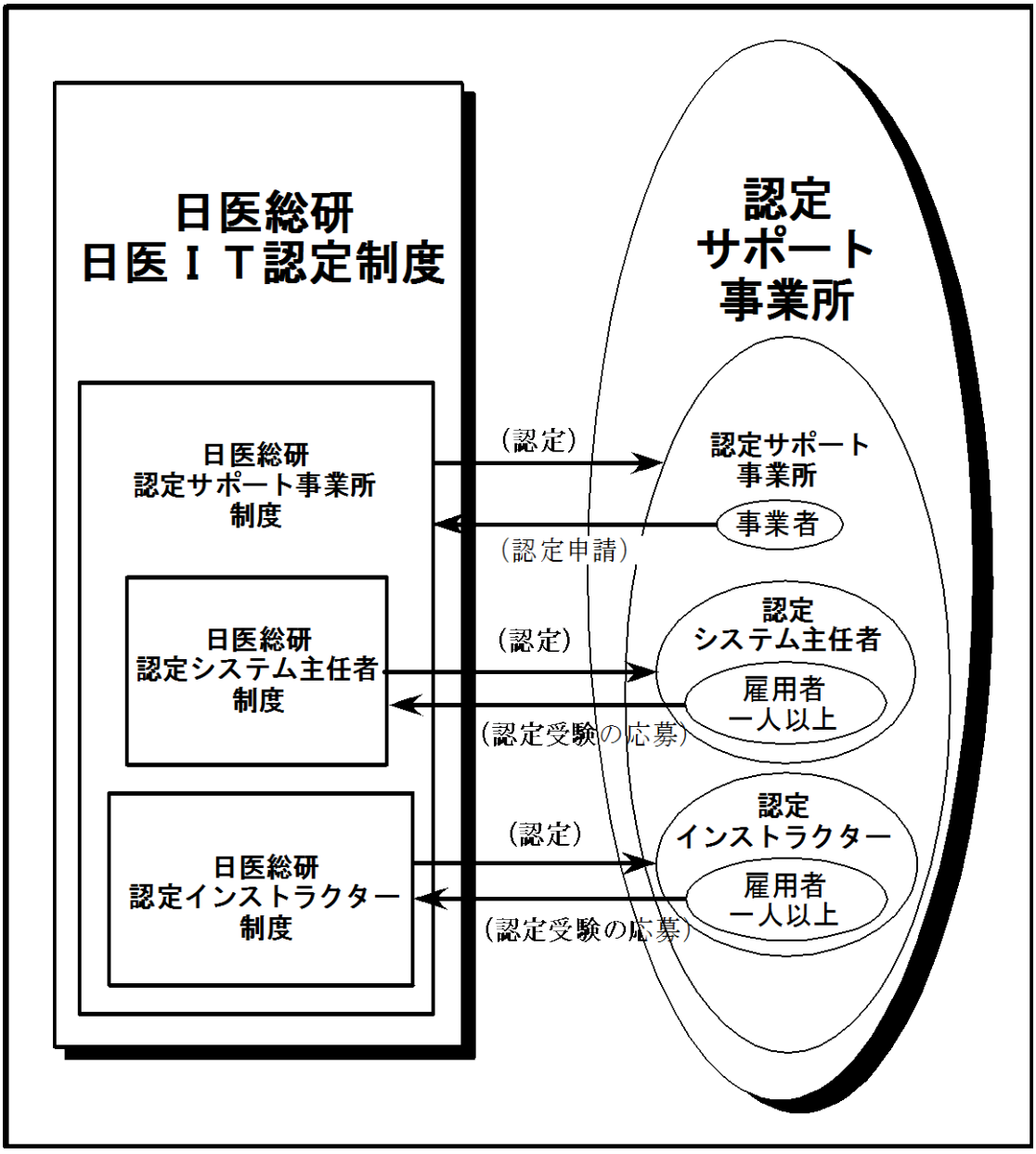

「認定サポート事業所」の認定（事業所単位で認定）のためには、下記のような審査を行いますので、認定を希望する事業所は「認定システム主任者」と「認定インストラクター」を各々１人以上雇用することが、必須の要件となります。

なお、「認定インストラクター」と「認定システム主任者」は、兼任することが可能であり、１人の方が「認定インストラクター」と「認定システム主任者」を両方認定受験の申請をすることが可能です。

[「認定サポート事業所」認定の審査内容]

① 「認定システム主任者」の雇用（常傭）の有無（下記と兼任可）の審査
② 「認定インストラクター」の雇用（常傭）の有無（上記と兼任可）の審査
③ 事業所・事業者としての書類審査

ここでいう雇用（常傭）とは、期間を定めずに雇用されている「正社員」「正職員」等と呼ばれている形態や、１ヶ月を超える時期を定めて雇用されている「嘱記」「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている形態を含みます。

３　認定に伴う各種支援サービスの提供等

「認定サポート事業所」及びそこで従事する「認定システム主任者」「認定インストラクター」は、常時日医ＩＴに関するシステム技術面や医療事務指導面等の最新の情報を入手しているとともに、これに精通していることが必要です。

また、医療機関において日医ＩＴのメンテナンスを行う際には、どんなトラブルにも対処できる体制を整えておくことも求められます。

このため認定に伴い、日医総研は各々下記のような各種支援サービスを提供するとともに、全ての「認定サポート事業所」「認定インストラクター」「認定システム主任者」には、年会費を負担して頂きます。

（１）「認定サポート事業所」に対する支援サービス

[「認定サポート事業所」に対する支援サービス]

①　「認定サポート事業所」情報の医療機関への公開・提供
「認定サポート事業所」のリスト及び各会社の概要を、日本医師会のホームページ上等で医療機関に広く公開・提供します。

②　「サポートセンター」での専用窓口サービスの提供
「認定サポート事業所」が医療機関等にサービスを提供するに際して、システム技術面や医療事務指導面でのサポート情報が求められる時に、「認定サポート事業所」からの問い合わせに対して各種サポート情報を提供する「専用窓口」を、「サポートセンター」内に設置し、「認定サポート事業所」に対する優先的な対応サービスの提供を図ります。

③　「認定サポート事業所損害賠償責任保険」による保険サービスの提供
「認定サポート事業所」が日医ＩＴサポート事業の遂行に起因して、医療機関等第三者に経済的な損失を与えた際の、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払うサービスを損害保険会社の協力によって提供します。

④　「年会費」（１年間／１２９，６００円【１２０，０００円＋税】）を負担していただきます。　（ただし、複数事業所を申請する場合は、２件

目以降の事業所年会費は１年間／２１，６００円【２０，０００円＋税】とする。）

（２）「認定システム主任者」に対する支援サービス

［「認定システム主任者」に対する支援サービス］

「認定システム主任者」からのシステム技術面についての問い合わせに対して、各種サポート情報を提供する「専用窓口」を、「サポートセンター」内に設置し、「認定システム主任者」に対する優先的な対応サービスの提供を図ります。

（３）「認定インストラクター」に対する支援サービス

［「認定インストラクター」に対する支援サービス］

「認定インストラクター」からの医療事務指導面についての問い合わせに対して、各種サポート情報を提供する「専用窓口」を、「サポートセンター」内に設置し、「認定インストラクター」に対する優先的な対応サービスの提供を図ります。

４　「認定システム主任者」が果たすべき職務

「認定システム主任者」は、日医ＩＴを導入・活用しようとする医療機関にサポートサービスを提供する「認定サポート事業所」において、システム技術面の責任者としての役割を果たすことが職務の基本となります。

その職務の具体的内容は、大きく次の三つの項目から構成されます。

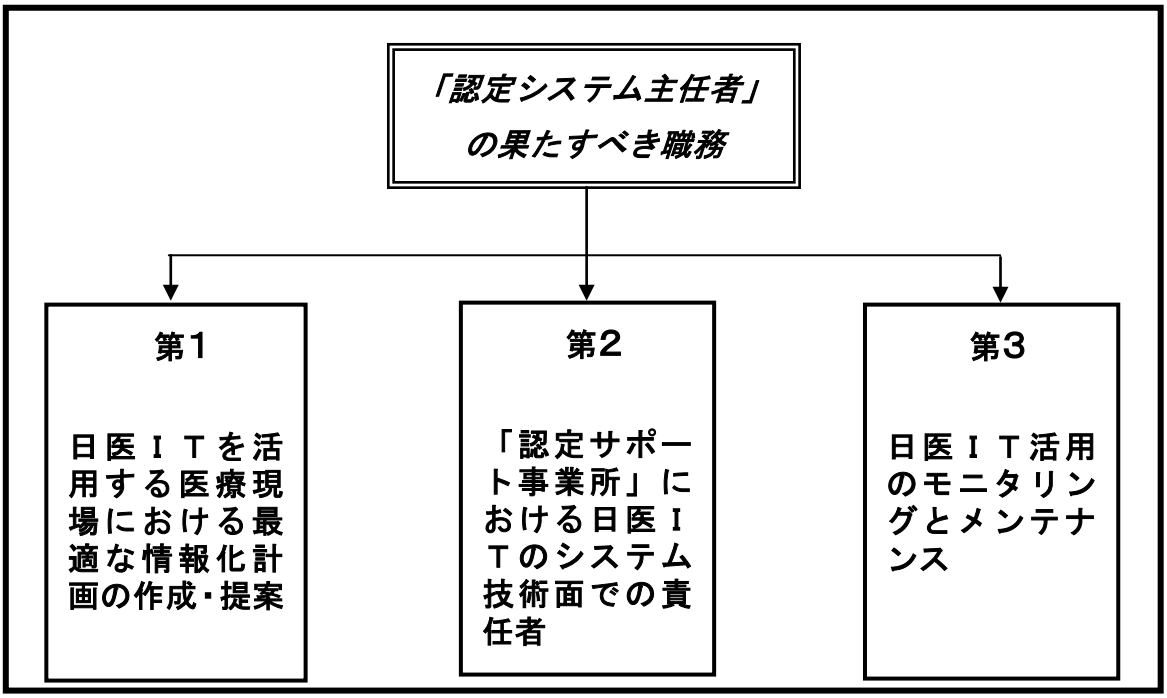

第１）日医ＩＴを活用する医療現場における最適な情報化計画の作成・提案

日本医師会では、日医ＩＴの一環として、「日医標準レセプトソフト」（以下、「日レセ」と呼びます）をオープンソフトとして公開しました。これに続いて診療報酬の改訂データの提供、日レセへの入院処理機能の付加及び、個々の医療機関が独自の電子カルテを開発できる電子カルテ開発キットの供給、更には医薬品の副作用情報等の医療情報データベースを提供する等、進化型の日医ＩＴ開発計画を持っています。

そこで、「認定システム主任者」は、各医療現場の特性を把握・分析するとともに上記のような日医ＩＴの開発情報を十分把握した上で、日医ＩＴを活用した各医療現場の最適な情報化計画を作成し、医療機関に提案する職務を担います。

第２）「認定サポート事業所」における
日医ＩＴのシステム技術面での責任者

医療機関が日医ＩＴを導入・活用するためには、①地元で日医ＩＴの導入をサポートする事業者と契約する方式と、②医療機関が自ら機材を用意してその管理者や職員等が日医ＩＴのインストール・メンテナンスを推進する方式があります。

日医総研では、①の医療機関が日医ＩＴを外部のサポートを得て導入・活用する場合、ここでご案内しているように、安心してサポートを委託できる「認定サポート事業所」の認定を進めますが、「認定システム主任者」は、こうした「認定サポート事業所」として認定されるための必須の要件である、日医ＩＴのシステム技術面での責任者としての役割を果たす職務を担います。

第３）日医ＩＴ活用のモニタリングとメンテナンス

ＩＴ技術は医療面で様々なメリットをもたらす一方、外部からのハッカーやウイルスによる侵入、複雑なシステムの維持やソフトやハード機器の安定性の問題、更にはユーザーに起因するトラブル等、その活用に際して様々な課題も抱えています。

日医ＩＴの活用に際しても、こうした課題に対処する必要がありますが、その他にも毎月定期的に行われるレセプト請求業務を安定的かつ確実に処理する等、日医ＩＴの運用状況のモニタリングや、安定して稼働するようこれをメンテナンスすることが求められています。

このため、「認定システム主任者」は、日医ＩＴ活用のモニタリングとメンテナンスの業務を果たす職務を担います。

５　「認定インストラクター」が果たすべき職務

「認定インストラクター」は、日医ＩＴを導入・活用しようとする医療機関にサポートサービスを提供する「認定サポート事業所」において、医療事務指導面の責任者としての役割を果たすことが職務の基本となります。

その職務の具体的内容は、大きく次の二つの項目から構成されます。

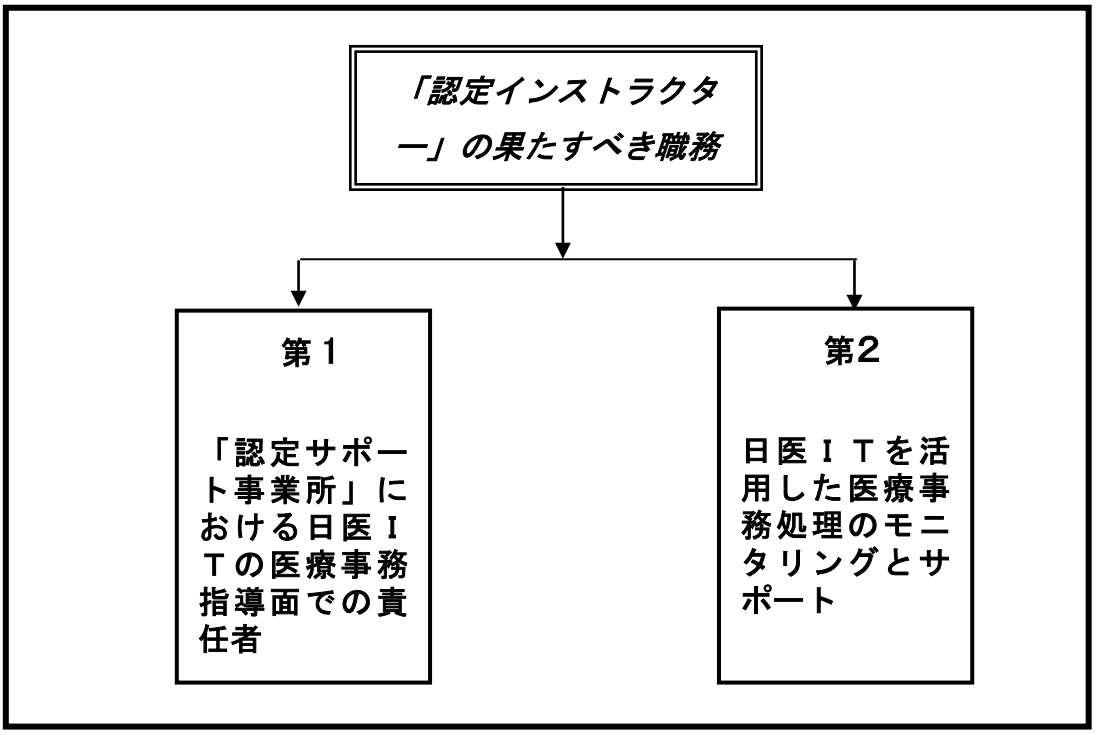

第１）「認定サポート事業所」における
日医ＩＴの医療事務指導面での責任者

医療機関が日医ＩＴを導入・活用するためには、①地元で日医ＩＴの導入をサポートする事業者と契約する方式と、②医療機関が自ら機材を用意してその管理者や職員等が日医ＩＴのインストール・メンテナンスを推進する方式があります。

日医総研では、①の医療機関が日医ＩＴを外部のサポートを得て導入・活用する場合、ここでご案内しているように、安心してサポートを委託できる指針となる「認定サポート事業所」の認定を進めますが、「認定インストラクター」は、こうした「認定サポート事業所」として認定されるための必須の要件であ

る、日医ＩＴの医療事務の指導面での責任者としての役割を果たす職務を担います。

第２）日医ＩＴを活用した医療事務処理のモニタリングとサポート

日医ＩＴを活用をした医療事務処理においては、毎月定期的に行われるレセプト請求業務を安定的かつ確実に処理する等、日医ＩＴの活用状況をモニタリングすることが必要であるとともに、安定して活用できるようこれをサポートすることが求められています。

このため、「認定インストラクター」は、日医ＩＴを活用した医療事務処理におけるモニタリングとサポートの業務を果たす職務を担います。

本件に関するお問い合わせは、日医総研（日医ＩＴ認定制度担当）の下記の連絡先までお願いします。

ＴＥＬ　０３－３９４２－６９３３
ＦＡＸ　０３－３９４６－２１３８
Ｅ－ｍａｉｌアドレス／ｎｉｎｔｅｉ＠ｊｍａｒｉ．ｍｅｄ．ｏｒ．ｊｐ

電話の受付時間は、
平日　午前９時３０分～午後５時３０分（午後１２時～１時を除く）です。
（土曜日、日曜日、祝日は休みです）